

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年9月2日
【報告者の名称】	株式会社ノバレーゼ
【報告者の所在地】	東京都中央区銀座一丁目8番14号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座一丁目8番14号
【電話番号】	03(5524)1122(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 増山 晃年
【縦覧に供する場所】	株式会社ノバレーゼ (東京都中央区銀座一丁目8番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社ノバレーゼをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、NAPホールディングス株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名 称 N A Pホールディングス株式会社
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

当社は、平成28年9月1日開催の取締役会において、後記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、後記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けを通じて当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)を取得及び所有することを主たる目的として平成28年8月に設立された株式会社であり、本書提出日現在においてその発行済株式の全てをポラリス第三号投資事業有限責任組合(以下「ポラリス・ファンド」といいます。)が所有しているとのことです。公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部に上場している当社普通株式を所有していないとのことです。なお、ポラリス・ファンドは、ポラリス・キャピタル・グループ株式会社(以下「ポラリス」といいます。)がその無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合であるとのことです。

今般、公開買付者は、当社普通株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、当社の株主を公開買付者のみとし、当社を完全子会社化すること(以下「本完全子会社化」といいます。)を目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、当社の創業者かつ代表取締役会長であり、第2位株主の浅田剛治氏(所有株式：2,029,000株、所有割合(注)：19.72%)、浅田剛治氏の配偶者である浅田陽子氏(所有株式：193,400株、所有割合：1.88%)並びに浅田剛治氏及びその親族の資産管理会社であり、浅田剛治氏及びその親族がその発行済株式の全てを所有する筆頭株主の株式会社MYT(所有株式：2,680,000株、所有割合：26.05%)との間で、平成28年8月31日付で公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、浅田剛治氏、浅田陽子氏及び株式会社MYT(以下「応募予定株主」といいます。合計所有株式：4,902,400株、所有割合：47.66%)がその所有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。本応募契約の詳細につきましては、後記「(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(注)「所有割合」とは、当社が平成28年8月10日に提出した第17期第2四半期報告書(以下「当社第17期第2四半期報告書」といいます。)に記載された平成28年6月30日現在の発行済株式総数(10,717,200株)から、同報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(430,610株)を控除した株式数(10,286,590株)に占める割合をいいます(小数点以下第三位を四捨五入し、以下同様に計算しております。)。以下同じです。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、後記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 買付予定数の下限の設定」に記載のとおり、買付予定数の下限を7,594,500株(所有割合にして73.83%)に設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(7,594,500株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けていないため、応募株券等の総数が買付予定数の下限(7,594,500株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。なお、買付予定数の下限(7,594,500株)は、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する株式数を基礎としているとのことです。

また、本公開買付けにより、公開買付者が当社普通株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者が当社を完全子会社とするため、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。当社は平成12年11月に、挙式・披露宴に関する企画・運営並びにサービスの提供を目的として設立されて婚礼プロデュース事業を開始しており、平成15年9月には自社開発による直営店の第一号店を開店し、直営による挙式・披露宴会場の運営を開始いたしました。平成18年10月には東京証券取引所マザーズ市場への株式上場を果たし、平成22年12月には東京証券取引所市場第一部への市場変更を行っております。現在は「Rock Your Life 世の中に元気を与え続ける会社でありたい」との経営理念のもと、主力のブライダル事業に加えて、チャペル等婚礼施設特有の施設をもたず、一般顧客へのレストラン営業に特化した店舗にて飲食の提供を行うレストラン特化型事業を営んでおります。

特に主力事業であるブライダル事業においては、直営婚礼施設28店舗を全国に展開しており、これらを主な拠点として、婚礼プロデュース部門において挙式・披露宴の企画立案・運営を、婚礼衣裳部門では婚礼衣裳のレンタル・販売を、レストラン部門では婚礼飲食や宴会飲食の提供を行っております。当社が展開する直営婚礼施設には、都市型ゲストハウスのモノリスシリーズ(都市の中心地や閑静な住宅街など利便性の良い地域を対象に、洗練された都会的イメージと、高級感を演出するシンプルでスタイリッシュな内外装や空間建築を特徴とする婚礼施設)、郊外型ゲストハウスのアマンダンシリーズ(都市郊外で自然や景観に恵まれた地域を対象に、くつろぎと開放感のある高級リゾート感覚のウエディングを演出する、ロケーションを活かした郊外型建築を特徴とする婚礼施設)、歴史的建造物を活用した再生施設、フレアージュシリーズ(既存の式場・ホテル・ゲストハウスをリノベーションすることにより初期投資を抑え、中価格帯の顧客層をターゲットとした婚礼施設)等がありますが、いずれも“こだわりのある大人”をターゲットとした、それぞれの土地の景観や特色を生かした流行に左右されないゲストハウス(貸切型婚礼施設)において、挙式・披露宴の企画立案・運営など、結婚式に関連するサービスを提供しております。年間2～5店舗程度の婚礼施設の新規出店を順調に重ねてきたこともあり、売上高は13期連続で増加するなど、安定的に成長を続けてきております。

また、レストラン特化型事業においては、ジャン・ジョルジュやセラフィーナなどの米国に本拠を置くレストランを国内で展開するほか、MITAKIやSHARIなどの独自ブランドを日本及びアジアにて展開しております。

しかしながら、当社がブライダル事業を営む国内市場においては、主にターゲットとしている年齢層(20歳代後半から30歳代)の人口減少が今後も継続することが見込まれるほか、同世代の未婚率が増加傾向にあるなど、全般的なマーケットの縮小が懸念されております。また、ホテルや専門式場が既存施設のリニューアルを通じて、ゲストハウス・ウエディングへ進出するほか、低価格を喧伝する婚礼スタイルの市場が拡大するなど、業界における競合状況及び価格競争は一段と厳しくなっております。こうした状況の中、当社の持続的成長のためには市場シェアの拡大が必要であり、そのためには継続的な新規出店が欠かせないものの、マーケットの縮小や競争の激化が予測される環境においては、より厳選した新規出店が必要となり、かつ、新規出店した店舗の営業目標の達成度についても従来に比して著しく向上させることが求められます。また、国内既存事業に依存したビジネスモデルから脱却し、サービスラインアップの拡大及び海外展開を含めた地理的拡大も求められます。

加えて、レストラン特化型事業においては、国内外で10店舗を展開していますが、平成22年12月期から平成27年12月期まで6期連続で営業赤字を計上するなど、収益状況は厳しく、抜本的な見直しが必要な状況となっております。

一方、公開買付者の株主であるポラリス・ファンドの無限責任組員であるポラリスは、平成16年9月に設立されたプライベートエクイティファンド運営会社であり、過去3度に亘る国内外資金調達により累計額にして1,100億円を超える投資ファンドを設立し、「日本経済及び日本の中小企業・中堅企業の活性化」に資する「創業者精神の回帰」と「ビジネスモデルイノベーションの促進」を投資テーマとして掲げ、12年間で累計23件の投資実績を有しているとのことです。内訳としては、平成16年11月に設立された組員の出資金額の上限額(以下「出資約束金額総額」といいます。)296億円のポラリス第一号投資事業有限責任組合並びに平成19年11月に設立された出資約束金額総額319億円のポラリス第二号投資事業有限責任組合を通じて、14件の投資を実行したほか、平成24年7月11日に設立された出資約束金額総額391億円のポラリス・ファンドにおいては、ポラリスのシンガポール現地法人であるPolaris CG Singapore Pte. Ltd.が投資助言を提供するTiara Capital Group Limitedが無限責任組員を務めるTiara CG Private Equity Fund 2013, L.P.との共同投資形態によって、これまでに9件の投資を実行しているとのことです。

当社と同様に一般消費者向けに多店舗展開をするビジネスへの投資としては、平成22年12月に鶏料理専門店「鳥良」や魚介特化型居酒屋「磯丸水産」を主力業態とする外食チェーンであるサムカワフードプランニング株式会社(現SFPダイニング株式会社)へ、平成25年4月には百貨店や高級ホテルへの出店を中心とし、ミドル～ハイエンドな顧客層を対象としたエステティックサロンや高価格帯のヘアサロンを展開する株式会社ソシエ・ワールドへ、平成26年8月には焼肉・寿司等が食べ放題の「すたみな太郎」を主力業態とするセルフバイキングレストランチェーンである株式会社江戸へ、さらに平成27年6月には独自開発の整体施術「APバランス」を軸として全国に「カラダファクトリー」ブランドを中心に200店舗以上を展開しつつアジア進出も果たしている株式会社ファクトリージャパングループへそれぞれ投資を実行するなど、豊富な実績を有しているとのことです。また、投資後においては、ポラリスの役職員が各投資先の社外取締役として経営に参画し、新店出店加速による成長施策の実行とオペレーション効率化・コスト削減施策を中心とする100日プラン及び中期経営計画を策定して、企業価値向上を図っているとのことです。

他方、当社の創業者で現在は代表取締役会長を務めており、かつ実質的な筆頭株主である浅田剛治氏は、当社の事業規模が一定程度まで拡大したことを踏まえ、次世代の経営陣への承継を進めていくため、平成28年3月末以降、経営の一線から退くとともに、浅田剛治氏を含む応募予定株主において所有する当社普通株式の売却を検討する意向を有するようになったとのことです。

同じ頃、ポラリスは、第三者の紹介を通して浅田剛治氏と面談をした結果、浅田剛治氏を含む応募予定株主がそのような意向であることを知り、それを踏まえ、平成28年4月下旬に、応募予定株主に対して、公開買付けによる完全子会社化を通じた、応募予定株主が所有する当社普通株式の一括売却の提案を行ったとのことです。当該提案を受けて、浅田剛治氏は、平成28年4月下旬に、当該提案があったことを当社に伝達するとともに、応募予定株主において、これらが所有する当社普通株式の売却について本格的な検討を開始したとのことです。

当社は、上記伝達を受け、応募予定株主による当社普通株式の売却は、当社が上記のような経営環境にある状況下において、当社の経営権に影響を及ぼしうる大株主の異動を伴うものである上、その方法も公開買付けによることが想定されるものであり、当社の企業価値や一般株主の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、その売却先や売却価格については、当社の企業価値向上や株主の共同利益の観点から慎重に検討する必要があると考えるに至りました。

そこで、当社は、平成28年5月下旬より、フィナンシャル・アドバイザーとして株式会社レコフ(以下「レコフ」といいます。)を選定し、上記売却先の選定プロセスを開始しました。

このような中で、ポラリスは平成28年6月中旬にレコフから、上記選定プロセスにおける複数の候補者の中の1社として、当社普通株式の取得に関する打診を受けたとのことです。ポラリスは、かかる打診を受け、あらためて当社普通株式の取得に関する検討を開始し、過去の投資実績や経験などから、当社が創業以来に渡って築き上げてきたビジネスモデルやブランドイメージなどを軸としつつも、ポラリスの有する投資先企業の企業価値向上のための施策を最大限に活用することで、当社の企業価値を更に向上させることが可能になると考え、また、そのためには、短期的な業績・成果を求められる上場企業としての立場を継続するのではなく、単独の株主の下でビジネスモデルの革新を行った方が、短期的な業績の変動による株価への悪影響を当社の株主の皆様にご負担させることを回避しつつ、中長期的な観点で当社の企業価値向上を実現する上で、最も有効な手段であると判断し、平成28年7月6日に、当社に対して、当社普通株式の取得による本完全子会社化を検討する旨の意向表明書(以下「意向表明書」といいます。)を提出し、公開情報等を前提とした、買収監査(以下「デュー・ディリジェンス」といいます。)前における初期的な提案として、公開買付価格(1,944円)を提示したとのことです。

その結果、当社は、後記「当社取締役会における意思決定に至る過程」に記載の理由に基づき、各候補者より提示された買付価格や企業価値向上のための経営方針をはじめとする提案内容を総合的に検討した結果、複数の候補者の中から交渉先をポラリス1社に絞り、平成28年7月中旬に、ポラリスとの間で本取引の実施に向けた協議・検討を開始することとし、その旨を、応募予定株主と共有し、ポラリスにも伝えました。

当社からの連絡を受け、ポラリスは、平成28年7月中旬以降8月中旬までの間、当社から提出された当社の事業・財務・法務等に関する資料の精査、当社の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスを実施し、当社普通株式の取得について分析、検討を進めてきたとのことです。ポラリスは、今後のブライダル事業の更なる拡大を企図するに際し、これまでの一般消費者向けの多店舗展開事業におけるノウハウ等を活用することで、刻々と変化するブライダル業界の環境に柔軟に対応しながら企業価値を向上させていくことへの支援が可能であると判断したとのことです。

具体的には、以下のような施策を講じることが有用であると考えているとのことです。

(ア) 不採算店舗の改善

当社が運営する婚礼施設やレストラン施設の一部については、魅力的な立地・設備等を有しているにもかかわらず、十分な収益を獲得出来ていないものも存在しております。そこで、これら不採算店舗の問題点を抽出するとともに、適切な広告宣伝や人材配置等の実施といった施策を講じることによって、早期にこれら施設の収益改善を図りたいと考えているとのことです。

(イ) 新規出店の加速

前述のとおり、当社の継続的な成長には新規出店が欠かせないため、縮小するマーケットの中でも厳選した出店を行っていく必要があります。そのためにも、出店候補先に関する情報収集体制の強化や、新規出店に必要な人材の確保(採用・育成の一層の充実)といった施策を講じていきたいと考えているとのことです。

加えて、主たるブランドラインアップであるモノリス、アマンダン、再生施設の3シリーズに加えて、フレアージュシリーズの一層の拡大を目指すほか、より多様化する消費者ニーズに合わせた新たなブランドの開拓についても、検討を進めたいと考えているとのことです。

(ウ) 周辺領域への事業拡大及び外注・外販方針の再検討

当社が営むブライダル事業の領域として、現状は結婚式に限られているものの、挙式に至るまで又は挙式後の種々のイベントの企画・サポートに事業領域を拡大させることの可能性についての検討を進めていくほか、現状の事業領域において外注している業務の内製化や、内製化している業務の外販といった点についても、検討を進めたいと考えているとのことです。

(エ) 海外展開

当社はレストラン特化型事業では海外(中国・韓国)で展開を行っているものの、ブライダル事業では国内のみの運営に留まっております。そこで、今後はブライダル事業での海外展開の余地、具体的には、海外での自社施設の展開・運営のほか、日本人の海外での挙式(アウトパウンド)ニーズへの対応、外国人の日本での挙式(インパウンド)ニーズへの対応等について、検討を進めたいと考えているとのことです。

ポラリスは、一連のデュー・ディリジェンスと並行して、応募予定株主が有する当社普通株式の本公開買付けの応募に関する協議及び交渉を行い、それらも踏まえた結果として、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)について、意向表明書に記載した公開買付け価格1,944円からの変更をすることがない旨の判断を行ったため、公開買付者はその旨を平成28年8月30日に当社及び応募予定株主に伝達し、同月31日に当該価格を前提とした本応募契約の締結につき応募予定株主との間で合意に至りました。

こうした検討・協議を踏まえ、公開買付者は、平成28年9月1日付で、本取引の実施及びその一環として本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付け及び本取引の終了後は、上記の不採算店舗の改善、新規出店の加速、周辺領域への事業拡大及び外注・外販方針の再検討、海外展開といった施策を実行することにつき、当社と改めて協議を行った上で、当社の企業価値向上に資する施策を講じたいと考えているとのことです。

本公開買付け成立後の当社の役員体制につきましては、公開買付者が新たに指名する取締役及び監査役からなる新体制を構築し、経営体制の更なる強化・充実を図っていくことを想定しているとのことですが、現経営陣の今後の処遇を含め現時点において決定している事項はなく、今後当社と協議の上、決定する予定であるとのことです。また、本公開買付け成立後の当社の従業員の雇用に関しては、原則として引き続き同水準の処遇にて雇用を継続することを予定しているとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付け及び本取引の終了後、当社との間で合併を行う予定ですが、その具体的な日程等の詳細については未定とのことです。

当社取締役会における意思決定に至る過程

当社は、前記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり経緯を経て、平成28年5月下旬より、フィナンシャル・アドバイザーとしてレコフを選定して、当該売却先の選定プロセスを開始しました。

当該選定プロセスにおいて、当社は、ポラリスを含む複数の候補者をその対象とした上で、これらの候補者からの提案をそれぞれ慎重に検討し、各候補者との間でそれぞれ協議しました。その上で、当社は、前記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の経営環境に置かれており、こうした経営環境を踏まえ、各候補者より提示された買付け価格や企業価値向上のための経営方針をはじめとする提案内容を総合的に検討した結果、複数の候補者の中から交渉先をポラリス1社に絞り、平成28年7月中旬に、ポラリスとの間で本取引の実施に向けた協議・検討を開始することとしました。

当該検討にあたり、当社は、後記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定するとともに、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、平成28年8月12日付で、当社取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置しました。

その上で、当社は、同「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のレコフから平成28年8月31日付で取得した当社普通株式に係る株式価値算定書の内容及び当該内容に関するレコフからの説明並びに同「当社における独立した法律事務所からの助言」に記載のTMI総合法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、同「当社における独立した第三者委員会の設置」に記載の第三者委員会から平成28年9月1日付で提出された答申書(以下「本答申書」といいます。)の内容を最大限に尊重しながら、本取引について慎重に検討を行いました。

その結果、当社としては、本完全子会社化により、当社の株主の皆様を、当社普通株式の株価に悪影響を及ぼすリスクや、所期の目的を達成できない場合には長期的にも当社の株主の皆様のご期待に沿えない事態が生じるというリスクに晒すことを回避するとともに、当該施策の実施によるリスクテイクについて理解が深い株主の下で、迅速かつ果敢にビジネスモデルの革新を実施していくことが適切と考えられること、また、ポラリスは、当該革新にとって有用なノウハウ、経験・スキル、ネットワークなどを当社に提供することが可能であることから、当社が当該革新を実施し、その企業価値を向上させていく上で有益なパートナーであると考えられることなどを踏まえ、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると判断するに至りました。

以上により、当社は、平成28年9月1日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行いました。なお、当社における本公開買付けに対する意見及び意思決定の過程の詳細については、後記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(3) 算定に関する事項

算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるレコフに対し、当社普通株式の価値の算定を依頼し、平成28年8月31日付で株式価値算定書を取得しました。レコフは、公開買付者、当社及びボラリスの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

なお、当社は、レコフから本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

算定の概要

レコフは、当社普通株式の価値の算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社普通株式の価値算定を実施しております。レコフは、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社普通株式が東京証券取引所に上場していることから市場株価平均法を、当社と比較可能な複数の類似会社の市場株価を通じて当事業に対する市場の評価を反映させることが可能であることから類似会社比較法を、当社の将来の事業活動の状況を評価に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて、当社普通株式の価値を算定しております。

レコフが上記手法に基づき算定した当社普通株式の1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	: 798円から825円
類似会社比較法	: 708円から1,675円
DCF法	: 1,492円から2,217円

市場株価平均法においては、平成28年8月31日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の過去1ヶ月間の終値単純平均値798円(小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値について同じとします。)、過去3ヶ月間の終値単純平均値820円及び過去6ヶ月間の終値単純平均値825円を基に、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を798円から825円までと算定しております。

類似会社比較法では、国内上場会社のうち、当社と比較的類似する事業を営む会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を708円から1,675円までと算定しております。

最後に、DCF法では、当社の事業計画(平成28年12月期から平成30年12月期まで)、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が平成28年12月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を算定し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を1,492円から2,217円までと算定しております。

なお、財務予測においては大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれておりません。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため反映しておりません。

(注) レコフは、上記株式価値算定書の提出に際して、当社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること並びに当社の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で、レコフに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びその子会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、レコフの株式価値算定書は平成28年8月31日現在までの情報と経済条件を前提としたものであり、また算定において使用した当社の財務予測については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社普通株式の全て(ただし、公開買付者が所有する当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)の取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことです。その場合、当社普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、前記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が当社普通株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、当社普通株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)の取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となった場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)第179条に基づき、当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)の全員に対し、その所有する当社普通株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)する予定であるとのことです。株式売渡請求においては、当社普通株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)に対して交付することを定める予定であるとのことです。この場合、公開買付者は、その旨を当社に通知し、当社に対して株式売渡請求の承認を求めることになります。当社が取締役会の決議により当該株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、当社の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、当該株式売渡請求において定めた取得日をもって、当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)の全員からその所有する当社普通株式の全部を取得します。当該各株主の所有していた当社普通株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対して、当社普通株式1株当たりの本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定であるとのことです。なお、当社は、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合には、当社取締役会にてかかる株式売渡請求を承認する予定です。株式売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、当社の株主は、裁判所に対して、その有する当社普通株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。

他方で、本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、当社普通株式の併合(以下「株式併合」といいます。)を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を平成29年1月頃に開催することを当社に要請する予定であるとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の当社普通株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当社の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。)に相当する当社普通株式を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付けに当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定であるとのことです。また、当社普通株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが当社普通株式の全て(当社が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)の所有する当社普通株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定であるとのことです。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)は、当社に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社普通株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。

上記の各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況、並びに本公開買付け後の公開買付者による当社普通株式の所有状況又は公開買付者以外の当社の株主の当社普通株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があるとのことです。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該当社の株主に交付される金銭の額については、本公開買付けに当該当社の株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定であるとのことです。もっとも、株式売渡請求に関する売買価格の決定の申立て又は株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、当社普通株式の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けはいわゆるMBO(公開買付者が当社の役員である公開買付け、又は公開買付者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付け)又は東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当する公開買付けではありません。もっとも、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を通じて当社の株主を公開買付者のみとすることを企図していること、並びに、公開買付者が当社の創業者かつ代表取締役会長であり、第2位株主の浅田剛治氏、浅田剛治氏の配偶者である浅田陽子氏並びに浅田剛治氏及びその親族の資産管理会社であり、浅田剛治氏及びその親族がその発行済株式の全てを所有する筆頭株主の株式会社MYT(合計所有株式:4,902,400株、所有割合:47.66%)との間で本応募契約を締結していること等を考慮して、公開買付者及び当社は、当社の株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置等については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるレコフに対し、当社普通株式の価値の算定を依頼し、平成28年8月31日付で株式価値算定書を取得しました。レコフは、公開買付者、当社及びボラリスの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有しておりません。株式価値算定書の概要は前記「(3) 算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社は、レコフから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

当社における独立した第三者委員会の設置

当社は、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、平成28年8月12日付で、当社取締役会の諮問機関として、当社、公開買付者及びボラリスから独立した第三者によって構成される第三者委員会(第三者委員会の委員としては、当社の社外監査役である廣田秀世氏並びに外部有識者である後藤高志氏(弁護士)及び安住昌紀氏(公認会計士))を選定しております。)を設置しました。

その上で、当社は、当社が本公開買付けを含む本取引について検討するに当たって、第三者委員会に対して、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本取引により当社の少数株主に交付される対価の妥当性及び(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否かを諮問し、これらの点についての答申書を当社に提出することを委嘱しました。

第三者委員会は、平成28年8月12日より同年8月31日までの間に合計5回開催され、慎重に上記諮問事項についての協議・検討を行ったとのことです。具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、当社及び公開買付者より資料の提出を受け、当社から、当社の事業内容、事業環境、直近の業績及び財務状況、事業計画、経営課題、株価の推移、株主構成、公開買付者の選定プロセス並びにその他本取引に対する考え方等について説明を受けた上で、質疑応答を行いました。また、第三者委員会は、レコフより、当社普通株式の株式価値算定の方法及び結果について説明を受けた上で質疑応答を行いました。

さらに、第三者委員会は、TMI総合法律事務所より、本取引において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置及び本取引に関する説明を受けた上で、質疑応答を行いました。

第三者委員会は、このような経緯の下、それぞれの説明や質疑応答の内容を受け、上記諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成28年9月1日、当社取締役会に対し、第三者委員会において開示又は説明を受けた一切の情報が真実かつ正確であること等の一定の前提条件の下、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書を提出しました。

- (a) 前記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の当社の経営環境及び後記「 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の各施策を踏まえると、本取引を実行することにより、当社は短期的な収益低下や不確実性のリスクを株主に負わせることなく経営課題を克服するための施策実行が可能となることから、本取引の目的には正当性があると考えられることも不合理ではない。
- (b) () 本取引に関して、本「(6)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置が講じられていること、() 本公開買付けに応募しなかった株主に対しても本公開買付けに応募した場合と同等の価格が保証される予定であること、() 前記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の手續においては、対価に不服を持つ株主の救済手段として、会社法上の制度が存在すること、及び() 本「(6)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置が適切に開示されていることからすれば、本取引においては公正な手續を通じた株主の利益への十分な配慮がなされている。
- (c) () 当社がレコフから平成28年8月31日付で取得した当社普通株式に係る株式価値算定書における算定内容について恣意的な価格の算定がなされたことを疑わせる事情は認められないところ、本公開買付け価格1,944円は、当該株式価値算定書における市場株価平均法による算定結果である東京証券取引所市場第一部における過去1ヶ月間の終値単純平均値798円に対して143.61%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値(%))について同じとします。)のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値820円に対して137.07%のプレミアム及び過去6ヶ月間の終値単純平均値825円に対して135.64%のプレミアムが付されている価格であり、類似会社比較法の株価レンジの上限(1,675円)を上回り、かつ、DCF法の株価レンジの中央値(1,855円)を上回っていること、() 本公開買付けの決定にあたっては、前記(b)に指摘する利益相反に配慮した措置が講じられており、かつ、複数の候補者を対象とした選定プロセスを経ていること、及び() 本公開買付けのプレミアム率は、近時公表された本取引の類似案件(株券等保有割合が公開買付けの前後で50%未満から50%超に異動することを企図した公開買付けから、いわゆるMBO、上場子会社の完全子会社化を企図した取引、ディスカウントTOB及び対象会社の時価総額が10億円未満の公開買付けを除いたもの)におけるプレミアム率の中央値を上回っていることからすれば、本取引により当社の少数株主に交付される対価に相当性が認められると考えることも不合理ではない。
- (d) 上記(a)～(c)を踏まえると、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものでないものと思料する。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所を選任し、TMI総合法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所は、公開買付者、当社及びボラリスの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、レコフから平成28年8月31日付で取得した当社普通株式に係る株式価値算定書の内容及び当該内容に関するレコフからの説明並びにTMI総合法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引について慎重に検討を行いました。

その結果、当社としては、当社を取り巻く経営環境において、当社の更なる企業価値向上を図るためには、以下の施策にスピード感をもって果敢に取り組んでいく必要があると考えるに至りました。

(ア) 既存の不採算店舗における広告戦略の見直し・人材の育成強化・配置転換等による収益改善

(イ) 国内における積極的な新規出店及び当社業態に近い同業他社の買収等のM&Aの活用による国内店舗網の拡大

(ウ) 周辺領域サービスの事業立ち上げ又はM & Aを活用したポートフォリオの拡充・転換

(エ) 海外におけるブライダル事業の進出先や、レストラン特化型事業を含む当社事業の業務提携・M & A候補先などの有無を含む海外展開の実現可能性の調査・検討

もっとも、上記の施策は、短期的な収益低下を招くおそれや不確実性を伴うものが多く、短期的には資本市場から必ずしも十分な評価を得ることができず、当社普通株式の株価に悪影響を及ぼすおそれがあるのみならず、所期の目的を達成できない場合には長期的にも当社の株主の皆様のご期待に沿えない事態が生じる可能性も十分に考えられることから、本完全子会社化により、当社の株主の皆様をそのようなリスクに晒すことを回避するとともに、当該施策の実施によるリスクテイクについて理解が深い株主の下で迅速かつ果断に当該施策を実施していくことが適切と考えられること、また、本取引のようなプライベートエクイティ型投資について、これまでに多数の投資実績を有し、特に一般消費者向けに多店舗展開を行うビジネスへの投資について豊富な経験を有しているボラリスは、当該施策の実施にとって有用な店舗の経営管理・オペレーション改善の独自のノウハウ、M & A・店舗投資の豊富な経験・スキル、地方企業への投資や投資先の海外展開支援などから得た幅広いネットワークなどを当社に提供することが可能であることから、当社が当該施策を実施し、その企業価値を向上させていく上で有益なパートナーであると考えられることなどを踏まえ、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると判断するに至りました。

また、当社は、本公開買付価格が、() 東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の基準日終値794円に対して144.84%のプレミアム、過去1ヶ月間の終値単純平均値798円に対して143.61%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値820円に対して137.07%のプレミアム及び過去6ヶ月間の終値単純平均値825円に対して135.64%のプレミアムが付されている価格であること、及び() 当社がレコフから平成28年8月31日付で取得した当社普通株式に係る株式価値算定書における市場株価平均法の株価レンジの上限(825円)を上回り、類似会社比較法の株価レンジの上限(1,675円)を上回り、かつ、DCF法の株価レンジの中央値(1,855円)を上回っていることを踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断するに至りました。

以上により、当社は、平成28年9月1日開催の取締役会において、浅田剛治氏を除く取締役6名の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行いました。また、当社の全ての監査役が、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、代表取締役会長である浅田剛治氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結していることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、当社との間で、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社普通株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を設定しており、応募株券等の総数が下限(7,594,500株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。一方、本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限(7,594,500株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

なお、買付予定数の下限は、当社第17期第2四半期報告書に記載された平成28年6月30日現在の発行済株式総数(10,717,200株)から、当社第17期第2四半期報告書に記載された平成28年6月30日現在の当社が所有する自己株式数(430,610株)及び応募予定株主が所有する当社普通株式の数(4,902,400株)を控除した株式数(5,384,190株)の過半数に相当する株式数(2,692,100株。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する当社普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する当社普通株式の数に当たります。)を基礎として、これに応募予定株主が所有する当社普通株式の数(4,902,400株)を加えた株式数(7,594,500株)としているとのことです。

これにより、公開買付者は、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の大過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、当社の創業者かつ代表取締役会長であり、第2位株主の浅田剛治氏(所有株式：2,029,000株、所有割合：19.72%)、浅田剛治氏の配偶者である浅田陽子氏(所有株式：193,400株、所有割合：1.88%)並びに浅田剛治氏及びその親族の資産管理会社であり、浅田剛治氏及びその親族がその発行済株式の全てを所有する筆頭株主の株式会社MYT(所有株式：2,680,000株、所有割合：26.05%)との間で、平成28年8月31日付で本応募契約を締結し、浅田剛治氏、浅田陽子氏及び株式会社MYT(合計所有株式：4,902,400株、所有割合：47.66%)がその所有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。本応募契約においては、応募予定株主による応募の前提条件として、本公開買付けが本応募契約の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、応募予定株主が本公開買付けに応募する日まで本公開買付者が遵守し若しくはこれまでに履行すべき本応募契約に基づく義務(注1)又は本応募契約の締結日若しくは応募予定株主が本公開買付けに応募する日における本公開買付者の表明及び保証(注2)の重大な違反が存在しないことが定められているとのことです。なお、浅田剛治氏、浅田陽子氏又は株式会社MYTが、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されていないとのことです。

(注1) 本応募契約において、公開買付者が本公開買付けに応募する日までに遵守又は履行すべき義務としては、秘密保持義務及び権利義務の譲渡禁止が存在するとのことです。

(注2) 公開買付者は、本応募契約において、本応募契約締結日、公開買付け期間の末日及び本公開買付けに係る決済の開始日に、(i)公開買付者の設立及び存続、(ii)公開買付者における本応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の保有、(iii)本応募契約の有効性及び本応募契約の強制執行可能性、(iv)本応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、(v)反社会的勢力との関係の不存在に関する事項を表明及び保証しているとのことです。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
浅田 剛治	代表取締役会長	人事本部長	2,029,054	20,290
荻野 洋基	代表取締役社長	—	2,992	29
増山 晃年	取締役	管理本部長	4,293	42
植野 真理子	取締役	営業本部 副本部長	233,098	2,330
磯道 直人	取締役	フレアージュ事業 本部長	15,657	156
鈴木 一生	取締役	営業本部 副本部長	675	6
橋本 眞史	取締役	—	93	0
吉川 滋	監査役(常勤)	—	1,421	14
廣田 秀世	監査役(常勤)	—	908	9
森河 栄吉	監査役(非常勤)	—	945	9
計	10名		2,289,136	22,885

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役橋本眞史氏は、社外取締役であります。

(注3) 監査役吉川滋氏、廣田秀世氏および森河栄吉氏は、社外監査役であります。

(注4) 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選出しております。補欠監査役の氏名、役名、職名、所有株式数及び議決権の数は以下のとおりであります。

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
藤原 宏章	補欠監査役	—	6,400	64

(注5) 所有株式数及び議決権の数は、それぞれ当社役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切捨て)及びそれらに係る議決権の数を含めております。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以 上